



サイン+サンクス運動

いよいよ4月から新年度が始まります。入学、入園を迎える春は、子供の歩行中の事故に注意が必要です。横断歩道では信号を守り、左右をよく見て車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。

サイン+サンクス運動

横断歩行者事故の抑止を目的とした運動です！



～サイン～

歩行者は横断歩道を渡る前に、左右の安全を確認し、**手を上げて**運転者に横断歩道を渡ることを伝えましょう。

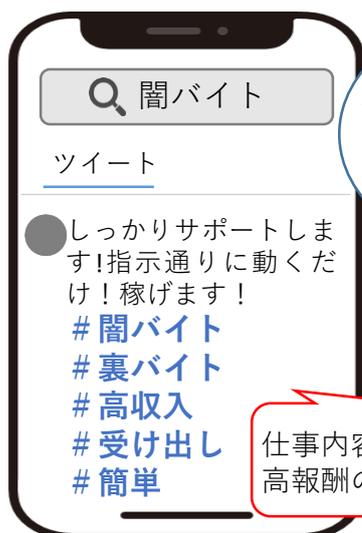


～サンクス～

停止してくれた運転者には会釈などで「**ありがとう**」の気持ちを伝えましょう。

闇バイトに注意

10代、20代の若者が特殊詐欺の受け子や出し子などとして検挙されるケースが増加しています。SNSに投稿されたアルバイトの中には、特殊詐欺に加担するおそれのある「闇バイト」が潜んでいます。怪しいアルバイトには絶対に手を出さないようにしましょう。



荷物を受け取るだけでいいならやってみようかな...

仕事内容とつりあわない高報酬のバイト募集に注意!

「受け子」…被害者から現金やキャッシュカードを直接受取る者
「出し子」…銀行などで口座から現金を引き出す者

それ、犯罪です

特殊詐欺グループに加担して「受け子」や「出し子」として、「お金をもらってる」「お金を引き出す」という行為をすれば、**詐欺罪**または**窃盗罪**に問われます。

- 詐欺罪…10年以下の懲役
- 窃盗罪…10年以下の懲役または50万円以下の罰金

注目情報

ロックバンド「キュウソネコカミ」のメンバーの皆さんが、和歌山県警察特殊詐欺被害防止広報大使に委嘱されました！
Twitterで情報をチェック👉



和歌山県警察犯罪抑止
総合対策室Twitter



トラブルに巻き込まれた際は、警察相談電話 #9110
和歌山県警察特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

0120-508-878=これはわなや

架空料金請求詐欺に注意

和歌山県内では**架空料金請求詐欺被害**が発生しています。実際にあった詐欺の手口を確認しましょう。

詐欺被害事例①



介護施設の入居権を他の人に譲ってあげてほしい。

不動産関係者を語る者

承諾すると



名義貸しは犯罪になる。トラブル解決費用が必要。

弁護士を語る者

被害額 約1600万円

詐欺被害事例②



〇〇会社よりお知らせ、
本日中にお電話ください。
△△-□□□□

携帯会社を名乗る者からのメール

記載された電話番号に電話すると



サイトの未払い料金がある。裁判になる。

被害額 約50万円

対策のポイント

- 知らない番号からの電話に出ない
(留守番電話、防犯機能付き電話の活用)
- お金やキャッシュカード等の話が出たら、電話をすぐに切る
- 「未納料金がある」などのメールを受信しても、記載されている電話番号に電話をしない
- ちょっと確認電話で確認

和歌山県警察特殊詐欺被害防止電話
(ちょっと確認電話)
【0120-508-878=これはわなや】



自転車に乗るときはヘルメットを着用！

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、自転車に乗る時は**乗車用ヘルメットを着用することが努力義務**となります。

あなたの**命**を守ります！



サイクリング用や街乗り用、おしゃれなものまで様々なヘルメットがあります。お好みのデザインのものを選んで、楽しく自転車を利用しましょう。



警察庁リーフレット参照

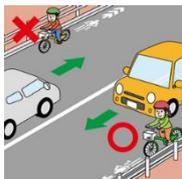


自転車の安全利用

通勤・通学など、普段の生活で自転車を利用している皆さん、正しく利用できていますか？
自転車安全利用五則を守って安全に利用しましょう。

自転車安全利用 五則

①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



②交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

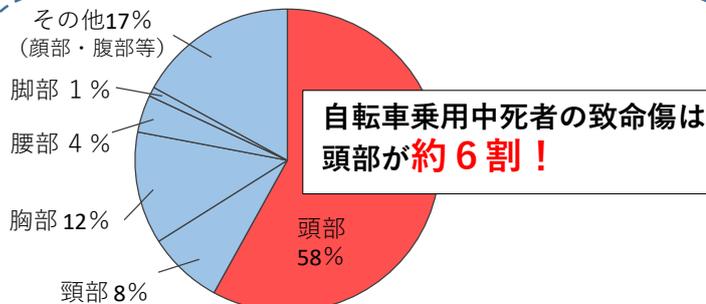
④飲酒運転は禁止



⑤ヘルメットを着用

自転車に乗るときはヘルメットを着用！

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、自転車を運転する時は**乗車用ヘルメットを着用することが努力義務**となります。自転車を利用される方はヘルメットをかぶり、安全運転を心がけましょう。



自転車乗用中死者の致命傷は
頭部が約6割！

【自転車乗用中死者の致命傷の部位】
(平成29年～令和3年合計)

(警察庁資料参考)

自転車事故で亡くなられた方の多くは頭部の損傷が主因です。自身の命を守るために、ヘルメットを着用しましょう！

全世代が対象！



特殊詐欺に注意

令和4年における特殊詐欺被害認知件数は、令和3年と比較すると大幅に増加しました。被害にあわないように対策のポイントを確認しましょう！

対策のポイント

- ☑ 知らない番号からの電話に出ない
(留守番電話、防犯機能付き電話の活用)
- ☑ お金やキャッシュカード等の話が出たら、電話をすぐに切る
- ☑ ちょっと確認電話で確認

「筋肉は裏切らない」でおなじみ谷本先生出演

和歌山県警察では
特殊詐欺にもだまされない！
「筋肉」・詐欺被害防止体操
をYouTubeで公開中！



飲酒運転の根絶

年末年始は忘年会や新年会などで飲酒の機会が増える時期です。「**飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない**」という強い気持ちを持ち、飲酒運転を根絶しましょう！

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則があります！



酒酔い運転※1

行政処分

- 基礎点数…**35点**
- 免許取消し…**欠格期間3年**

※2~4

罰則

運転者

5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

車両等の提供者

5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金



- ※1「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態
- ※2 欠格期間の年数、免許停止期間は前歴およびその他の累積点数がない場合
- ※3「欠格期間」とは運転免許の取消し処分を受けた者が運転免許を再度取得することができない期間
- ※4「基礎点数」とは違反点数ともいい、この違反点数等の過去3年間の合計(累積)点数が一定の基準に達したときに免許の停止または取消し処分等が行われる

酒気帯び運転

行政処分

- 【呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上】
- 基礎点数…**25点**
- 免許取消し…**欠格期間2年**

※2~4



- 【呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上
0.25mg/l未満】
- 基礎点数…**13点**
- 免許停止…**期間90日**※2

罰則

運転者

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

車両等の提供者

3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

2年以下の懲役または
30万円以下の罰金



【警察庁ホームページ参考】

空き巣に注意

年末年始は帰省や旅行などで、長期間にわたり家を留守にすることが多くなります。空き巣被害にあわないよう防犯対策や戸締りを心がけましょう。

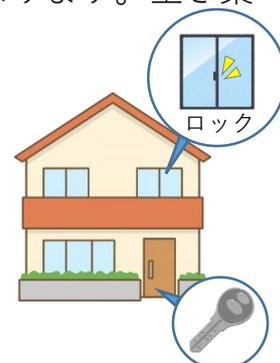
対策のポイント

- ☑ 戸締りは確実に
- ☑ 合鍵を玄関周辺に置いておかない
- ☑ 足場になるものは置いておかない
- ☑ 新聞や郵便物をためない

空き巣の侵入方法は、**鍵の閉め忘れから侵入する「無締り」**が最も多くなっています！

【警察庁「令和3年の刑事犯に関する統計資料」参考】

日頃から短時間の外出でも戸締りする習慣をつけましょう。



「わかやま冬の交通安全運動」

12月1日（木）から12月10日（土）は「わかやま冬の交通安全運動」期間です！交通ルールの遵守に努めましょう！

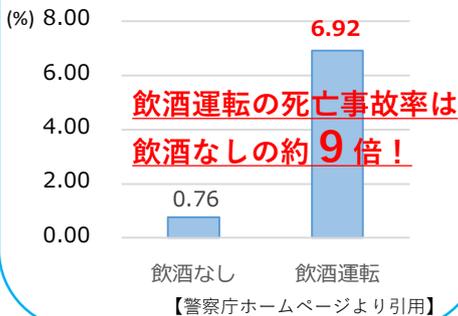
重点1

飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な犯罪であり、飲酒運転を行う運転者だけでなく、「車両の提供者」「酒類の提供者」「車両の同乗者」に対しても厳しい罰則が定められています。

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ちましょう。

死亡事故率比較（令和3年）



重点2

歩行者の安全確保

○サイン+サンクス運動
横断歩行者事故の抑止を目的とした運動です。

サイン

横断歩道を渡る時は、横断の合図（手を上げる動作とアイコンタクト）をして、運転者に横断する意思を伝えましょう。

サンクス

停止してくれた運転者に対し、会釈などで「ありがとう」の気持ちを伝えましょう。



重点3

自転車の安全利用の推進

○ヘルメットの着用

令和4年4月に道路交通法が改正され、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用することが努力義務化されます！

（公布日（令和4年4月27日）から1年以内）

全ての世代が対象！！



○自転車保険への加入

自転車利用者は安全な運転を心がけるとともに、万一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

「犯罪被害者週間」

犯罪被害者、そのご家族、ご遺族の方は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な困難を抱えることになります。11月25日（金）から12月1日（木）の「犯罪被害者週間」をきっかけに、犯罪被害者等への理解を深めましょう。

生活上の問題

- ・引っ越し費用
- ・入院や通院による退職
- ・治療や裁判に費やす時間、費用

心身の不調

- ・感情、感覚のマヒ
- ・怒り、不安、自分を責める気持ち
- ・不眠、食欲不振、神経過敏



周囲の言動による傷つき

- ・マスコミの取材
- ・中傷や心無い噂
- ・安易な励ましや慰め

捜査・裁判等の負担

- ・事件の詳細説明の繰り返しによる心労
- ・出廷など不慣れな環境による精神的負担



夕暮れ時の交通事故に注意！

10月～12月は夕暮れ時の死亡事故が多く発生する時期です。歩行者、ドライバーがそれぞれ注意をして、交通事故を防ぎましょう。

【夕暮れ時の死亡事故】自動車と歩行者が衝突する事故が**約半数**を占めます！

※平成29年～令和3年（警察庁データ参考）

◎歩行者

○道路横断に関する交通ルールの遵守

道路を斜めに横断したり、自動車等の直前または直後を横断したりしないようにしましょう。



○明るい服装

黒などの暗い服装はドライバーから見えにくいので、明るい色の服を着ましょう。

○反射材・ライトの活用

服や持ち物に反射材をつける、ライトを持つ等してドライバーに自分の存在を知らせましょう。



◎ドライバー

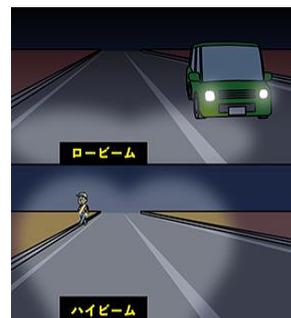
○ライトは早めに点灯

夕暮れ時は人の目が暗さの変化に慣れず、歩行者や自転車の発見が遅れやすくなります。早めにライトを点灯しましょう。

○ハイビームの上手な活用

ライトをハイビーム（上向き）にすれば、歩行者や自転車を遠くから見つけやすくなります。

※対向車と行違う時や、車の直後を走行している時は、ロービームにしましょう。



預貯金詐欺に注意！

和歌山県内では特殊詐欺被害が大幅に増加しています！特に預貯金詐欺は、昨年の同時期と比較して増加していますので、手口を確認しておきましょう！

《預貯金詐欺とは》自治体や警察官、銀行職員などを名乗り、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取る詐欺



警察官をかたる者から

キャッシュカードが不正に使われています。警察官が自宅に行くので、キャッシュカードを渡してください。

注意するポイント

- ☑ 警察官が暗証番号を聞くことやキャッシュカードを預かることは絶対にありません！
- ☑ 他人にキャッシュカードを渡さない

和歌山県警察特殊詐欺被害防止電話【0120-508-878=これは わなや】

「秋の全国交通安全運動」

9月21日（水）から9月30日（金）は「秋の全国交通安全運動」期間です！交通ルールの遵守に努めましょう！

重点1

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

○サイン+サンクス運動
横断歩行者事故抑止を目的とした運動です。

～サイン～

横断歩道を渡る時は、手をあげるなどして、運転者に横断する意思を伝えましょう。

～サンクス～

停止してくれた運転者に対し、会釈などで「ありがとう」の気持ちを伝えましょう。

○反射材の活用

夜間歩くときは、運転者から見えやすいように反射材をつけましょう。



重点2

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

○横断歩道は歩行者優先

○夕暮れ時は早めのライト点灯

秋になると、日没時間が早まります。夕暮れ時は早めのライト点灯を心がけましょう。



○お酒を飲んだら運転しない、させない

重点3

自転車の交通ルール遵守の徹底

○自転車安全利用5則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子供はヘルメットを着用

※令和4年の改正道路交通法に基づき公布日（令和4年4月27日）から1年以内に全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務となります。



犯罪が起こりやすい場所を確認しましょう！

学校では2学期が始まり、これからの時期は外が暗くなるのが早くなってきます。児童・生徒の皆さんは、犯罪が起こりやすい場所に気を付けて帰宅するよう心がけましょう！

犯罪が起こりやすい場所とは？

☑️ 誰もが「入りやすい場所」

犯人が簡単に怪しまれずに標的に近づき、犯行後すぐに逃げやすい

☑️ 誰からも「見えにくい場所」

犯行が目撃されにくく、警察に通報されない

(例) 空き家

- ・人が住んでいない→入りやすい
- ・草木や塀→見えにくい

犯罪に遭う危険性の高い場所を、日頃から家族で確認しましょう！
大人の見守りはもちろん、子供たち自身で危険を予測し、自分の身を守ることも大切です。



少しでも変だなと思ったら110番へ！

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

通勤・通学、普段の生活で自転車を利用している皆さん、正しく利用できていますか？交通ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう！

『自転車安全利用五則』

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

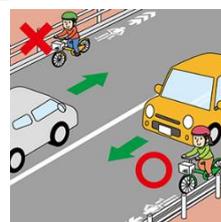
(例外)

- ・歩道に標識等がある時
- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転している時
- ・車道を通行することが危険である等をやむを得ない場合



普通自転車
通行可標識

② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で 車道寄りを徐行

- ・歩行者の妨げになる時は一時停止
- ・危ないと思ったら自転車を降りて歩く

④ 安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止

⑤ 子供は ヘルメットを着用※



幼児用シートの
幼児も！

※令和4年の改正道路交通法に基づき公布日（令和4年4月27日）から1年以内に全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務となります。

特殊詐欺に注意！

令和4年7月末時点において、和歌山県内で発生した特殊詐欺被害は、前年の同時期と比較して被害件数・被害額ともに大幅に増加しています！



自治体職員を
かたる者から

未払いの年金があり、手続きのためATMへ行ってください。

◆ 詐欺です



警察官・金融機関
をかたる者から

口座が不正利用されているため、キャッシュカードの変更が必要です。

詐欺被害に遭わないために

- 他人にキャッシュカード・現金を渡さない
- 電子マネーを買って番号を教えない
- 携帯電話で話しながらATMを操作しない
- お金のお話が出たらすぐに電話を切る
- 県警の「ちょっと確認電話」で確認

和歌山県警察特殊詐欺被害防止電話【0120-508-878=これは わなや】

サイン+サンクス運動 ～「手を上げて+ありがとう」で渡る横断歩道～

和歌山県と和歌山県警察では、7月11日に始まったわかやま夏の交通安全運動から、「サイン+サンクス運動」を実施しています！

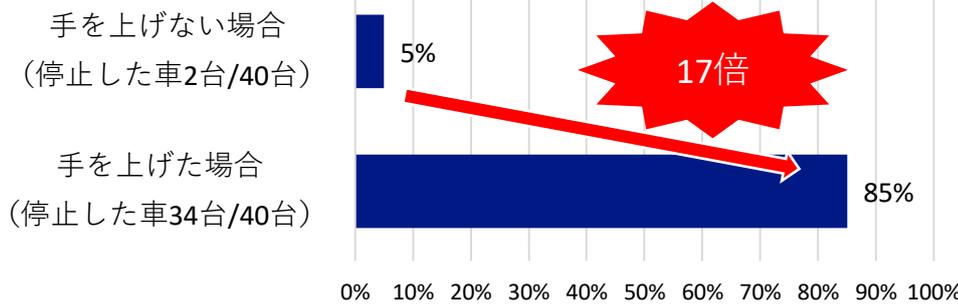
サイン

横断歩道を渡る時に手を上げるなどして、運転者へ横断する意思を明確に伝えましょう。

サンクス

停止してくれた運転者に対し「ありがとう」の気持ちを会釈などで伝えましょう。

【信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率】 (令和4年6月県独自調査)



◆オンラインゲームの高額課金にご注意◆

近年オンラインゲームに関する消費生活相談の件数が増加しています。夏休みに入り、子どもたちがオンラインゲームを利用する機会が増えることが予想されますので、親子で遊び方を確認しましょう！

ポイント

- 👉 あらかじめ利用できる機能に制限をかける「ペアレンタルコントロール設定」の利用
- 👉 ルールを決める
(例) 課金にはプリペイド式カードの利用

20歳未満の相談
が過半数！

(令和4年度版消費者白書)



困ったときは、消費者ホットライン ☎ 188番=いやや

安全運転管理者による運転者の運転前後の アルコールチェックが義務化！

令和4年4月から改正道路交通法施行規則が順次施行され、安全運転管理者は下記の業務が義務化されます。

令和4年4月1日施行

- ☑ **運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、**記録を1年間保存**すること

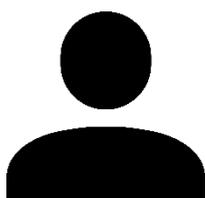
令和4年10月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
- ☑ アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

架空料金請求詐欺に注意

令和4年5月末時点において、和歌山県内で発生した架空料金請求詐欺被害は、前年の同時期と比較して被害件数・被害額ともに上回っています。事業者などが「未納料金の支払い」の名目で、コンビニエンスストアで電子マネーを購入させることは絶対にありません！

利用料金が未納です



利用料金未納のメッセージが届いたのですが...

コンビニエンスストアで電子マネーを購入して、カード番号を教えてください



❗詐欺です！



ドライバーのみなさん、

横断歩道は**歩行者優先**です！



信号機のない横断歩道に歩行者がいた場合、一時停止する車は、

和歌山県 **18.4%** 全国平均 **30.6%**

(令和3年JAF調査結果)

全国
ワースト5位

ルール 横断歩道に近づいたときは
① 停止できる速度に減速

ルール 横断歩道手前の
③ 追い抜き・追い越し禁止

※横断歩道手前30m以内は追い抜きも追い越しも禁止

ルール 横断歩行者等がいる場合は
② 一時停止

ルール 停止車両がいるときは必ず
④ 一時停止



横断歩行者妨害は **道路交通法違反** となります！

- 罰 則…3か月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失は10万円以下の罰金)
- 違反点…2点(横断歩行者等妨害等・追越し禁止)
- 反則金…大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に！！

成年年齢の引き下げに伴い、親の同意なしに様々な契約が一人で行えるようになります。その反面、結んだ契約を守る責任が生じますので、消費者トラブルにはくれぐれもご注意ください。



※この商品は定期購入です

⚠ 見落とし注意 ⚠

SNS上の広告では、大きく「お試し無料」などと表示されていても、小さな文字で「定期購入」などの条件が書かれていることがあります！

困ったときは、消費者ホットライン ☎ 188番=いやや

安全NEWS

4月も半ばになり、新生活に少しずつ慣れてきた頃かと思えます。
この時期に改めて交通安全の意識を高めましょう。

◎自転車^①を安全に利用しましょう！

入学や就職を機に通学・通勤手段を自転車にされた方も多いかと思えますが、みなさん、自転車を正しく安全に使用できていますか？

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、乗り方を間違えれば大きな事故につながりますので、基本的なルールを確認して安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止など)
- 子供はヘルメットを着用



◎自転車^②保険に加入しましょう！

詳細は県HPをチェック

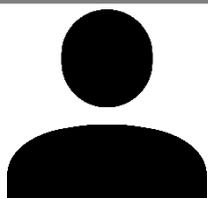
自転車を利用される場合は、安全な運転を心がけるとともに
万一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。



特殊詐欺にご注意ください

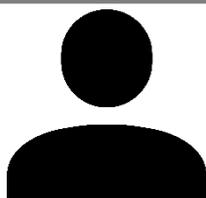
県内では振り込め詐欺やオレオレ詐欺等の特殊詐欺被害が相次いでいます。
以下のような電話があった場合は絶対に従わず、少しでも変だなと思ったら、
警察やご家族に必ず相談しましょう。

警察や金融機関から



「キャッシュカードを渡せ」

市町村職員から



「保険料の還付がある」
「コンビニで電子マネーを買え」

◆それ、
詐欺です！



和歌山県警察特殊詐欺被害防止電話【0120-508-878=これは わなや】